

株式会社における取締役の会社に対する責任の免除又は制限の概要

現行の株式会社における取締役の会社に対する責任の免除又は制限には、下表の(ア)から(ウ)の3つの方法がある。免除又は制限の対象となる責任は、商法第266条第1項第5号の責任(法令・定款違反)であり、いずれも当該取締役の善意無重過失が条件である。

	(ア)株主総会の特別決議による免除	(イ)定款の定めに基づく取締役会決議による免除	(ウ)定款の定めに基づく社外取締役の責任限定契約
免除・制限の概要	<p>会社が、事後的に、一定の限度で、株主総会の特別決議により、免除することができる。</p>	<p>定款をもって、一定の限度で、取締役会の決議をもって、免除することができる旨を定めることができる。</p>	<p>定款をもって、社外取締役との間で、一定の限度で責任を負うことを約することができる旨を定めることができる。</p>
	<p>【責任免除の限度額】 会社に対して賠償すべき損害額から、次の から までの額の合計額を控除した額 報酬その他の職務遂行の対価(及び に当たるものを除く) 報酬その他の職務遂行の対価の営業年度ごとの合計額のうち、もっとも高い額の所定数年分(代表取締役は6年分、代表取締役以外の取締役は4年分、社外取締役は2年分)に相当する額。 退職慰労金 当該取締役が会社から受けた退職慰労金の額及びこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額と、この合計額を在職年数で除した額に所定数値(代表取締役は6、代表取締役以外の取締役は4、社外取締役は2)を乗じた額とを比較し、いずれか低い額。 有利発行された新株予約権の権利行使又は譲渡により得た利益</p> <p>(例)賠償すべき損害額が10億円で から までの額の合計額が3億円である場合 7億円が免除の限度額となる(当該取締役は、法律上可能額の最高限の免除を受けた場合でも、少なくとも、3億円の損害賠償責任を免れることはできない)</p>	<p>【責任の制限額】 定款に定めた範囲内であらかじめ契約で定めた額と、左記 から までの合計額(ただし の所定年数は2年分、 の所定数値は2)とを比較した場合の、いずれか高い額</p> <p>(例)定款で定めた範囲内の契約で定めた額が1億円で、左記 から までの額の合計額が3億円である場合 高い額である3億円を限度として損害賠償責任を負う。</p>	

	(ア)株主総会の特別決議による免除	(イ)定款の定めに基づく取締役会決議による免除	(ウ)定款の定めに基づく社外取締役の責任限定契約
<p>該当条文</p>	<p>商法第二百六十六条 7 第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ハ其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ第五項ノ規定ニ拘ラズ賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額（次項第二号ニ於テ限度額ト称ス）ヲ限度トシテ第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得 一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価（其ノ取締役ガ使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ含ム）トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益（次号及第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ四年分ニ相当スル額 二 其ノ取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職慰労金ノ額及使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ退職手当中取締役ヲ兼ヌル期間ノ職務遂行ノ対価タル部分ノ額並ニ此等ノ性質ヲ有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタル額ニ四ヲ乗ジタル額トノ何レカ低キ額 三 其ノ取締役ガ第二百八十条ノ二十一第一項ノ決議ニ基キ発行ヲ受ケタル第二百八十条ノ十九第一項ノ権利ヲ就任後ニ行使シタルトキハ行使ノ時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ第二百八十条ノ二十四第二項ニ規定スル合計額ノ一株当リノ額ヲ控除シタル額ニ発行ヲ受ケ又ハ之ニ代ヘテ移転ヲ受ケタル株式ノ数ヲ乗ジタル額、其ノ権利ヲ就任後ニ譲渡シタルトキハ其ノ価額ヨリ同条第二項第三号ノ発行価額ヲ控除シタル額ニ譲渡シタル権利ノ数ヲ乗ジタル額 17 代表取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」ト、同項第二号中「四」トアルハ「六」ト、第十二項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」トス 18 社外取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」ト、同項第二号中「四」トアルハ「二」ト、第十二項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」トス</p>	<p>商法第二百六十六条 12 会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ニ付其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキ場合ニ於テ責任ノ原因タル事実ノ内容、其ノ取締役ノ職務遂行ノ状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ特ニ必要アリト認ムルトキハ賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得 一 取締役会ノ決議ノ日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価（其ノ取締役ガ使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ含ム）トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益（第七項第二号及第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ四年分ニ相当スル額 二 第七項第二号及第三号ニ掲グル額 17 代表取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」ト、同項第二号中「四」トアルハ「六」ト、第十二項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」トス 18 社外取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」ト、同項第二号中「四」トアルハ「二」ト、第十二項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」トス</p>	<p>商法第二百六十六条 19 会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ社外取締役トノ間ニ於テ爾後其ノ者ガ取締役トシテ第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ定款ニ定メタル範囲内ニ於テ予メ定ムル額ト左ノ金額ノ合計額トノ何レカ高キ額ヲ限度トシテ其ノ賠償ノ責ニ任ズベキ旨ヲ約スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得 一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益（次号及第七項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ二年分ニ相当スル額 二 其ノ社外取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職慰労金ノ額及其ノ性質ヲ有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタル額ニ二ヲ乗ジタル額トノ何レカ低キ額 三 第七項第三号ニ掲グル額</p>